

2015年3月27日 全20頁

法律・制度のミニ知識

会社法下の保有割合と株主の権利等

2015年5月1日から施行される、改正された会社法を前提に

金融調査部 主任研究員
堀内勇世

【要約】

- 2014年に会社法が改正され、2015年5月1日から施行されることになった。
- その会社法の下で、株式会社において「どのくらい議決権を保有すれば、どのような権利等が生じるのか？」という観点から整理した。
- 株主総会の議決権行使に係わるものや、いわゆる少数株主権といわれるものなどを取り上げた。なお、2015年5月1日から施行される会社法で、新たに取り入れられた権利等（例えば、特別支配株主の株式等売渡請求など）も存在する。

【目次】

Q1	どのくらい議決権を保有すれば、どのような権利等が生じるのか？	P. 2
Q2	「株主総会の議決権行使に係わるもの」とは？	P. 4
Q3	「特別決議」とは？	P. 5
Q4	「普通決議」とは？	P. 7
Q5	「相互保有株式の議決権停止」とは？	P. 8
Q6	「略式合併等における総会決議省略」とは？	P. 9
Q7	「少数株主権」とは？	P. 10
Q8	議決権保有割合が1%以上のグループの少数株主権について。	P. 12
Q9	議決権保有割合が3%以上のグループの少数株主権について。	P. 14
Q10	議決権保有割合が10%以上のグループの少数株主権について。	P. 16
Q11	議決権保有割合が16 ² / ₃ %超のグループの少数株主権について。	P. 17
Q12	「特別支配株主の株式等売渡請求」とは？	P. 19

Q1 どのくらい議決権を保有すれば、どのような権利等が生じるのか？

2014年（平成26年）に会社法が改正され、2015年（平成27年）5月1日から施行されることになりました^(注1)。

この会社法の下で、**議決権の保有割合（以下、議決権保有割合）に着目して、株主の権利等の主だったものをまとめたものが、図表1**です。ここでは、1) 株主総会の議決権行使に係わるもの、2) いわゆる少数株主権といわれるもの、3) その他のものを取り上げています。

少数株主権という用語が出てきましたが、これは後述します。また、権利等の欄で掲げた名称などは、論者により多少差異が存在することもあるのでご注意ください。

この図表1を作るに当たり（つまりこのレポートを書くに当たって）、**次のような前提**を立てています。

第一に、会社法に定められた原則に基づいて説明します。会社法では、権利行使の原則的な要件つまり条件を定めていますが、例外的に定款に違う要件を定めてもよいとしている場合が多くあります。しかし、話をそこまで広げますと、複雑になりますので、例外の部分は省略します。

なお、ここで取り上げた会社法は、前述の通り**2015年5月1日から施行される予定の会社法**です。この改正された会社法の施行に伴い会社法施行規則なども改正されています^(注2)。

第二に、上場会社の場合を主に念頭に置いて説明をします。ところで会社法では、会社法上の譲渡制限が付されていない株式が一種類でもある場合を「公開会社」として定義した上で、この公開会社であるか否かで権利行使の要件を変えている場合があります^(注3)。そして、実際上、上場会社はこの会社法上の公開会社に含まれます。そこで、「上場会社の場合を主に念頭に置いて」と述べましたが、実のところ、「**会社法上の公開会社の場合を念頭に置いて**」説明をしているとも言えます。それゆえに、図表1の①②は、議決権保有割合が90%以上の場合であり、上場会社では通常見ることがない状況とも思えますが、参考までに掲げてあります。

第三に、いわゆる普通株式のみを発行している場合を前提にします。他の種類の株式があると、話が複雑になるからです。

第四に、議決権保有割合に焦点を当てて、つまり総株主の議決権のうちどの程度の割合を保有している必要があるかという点に焦点を当てて説明をします。権利によっては、権利行使の要件として、「一定割合以上の議決権を保有するか、もしくは一定割合以上の株式数を保有するか」という具合に定めていることなどもあります。話を簡単にするために、議決権保有割合以外の要件は原則として省略することにしたいと思います。また、権利等によって議決権保有

割合の算出に微妙な差異がある場合もありますが、一覧化するためにその微妙な差異には目をつぶっています。

図表 1 議決権保有割合と株主の権利等（2015年5月1日施行予定の会社法による）

	議決権保有割合	権利等
①	90% 以上 (10分の9以上)	特別支配株主の株式等売渡請求
②		略式合併等における総会決議省略
③	66 ² / ₃ % 以上 (3分の2以上)	株主総会の特別決議を単独で成立させられる
④	50% 超 (2分の1超)	株主総会の普通決議を単独で成立させられる
⑤	50% 以上 (2分の1以上)	株主総会の普通決議を単独で阻止できる
⑥	33 ¹ / ₃ % 超 (3分の1超)	株主総会の特別決議を単独で阻止できる
⑦	25% 以上 (4分の1以上)	相互保有株式の議決権停止
⑧	16 ² / ₃ % 超 (6分の1超)	簡易合併等の反対権
⑨	10% 以上 (10分の1以上)	一定の募集株式発行等における株主総会決議要求権 解散請求権
⑩	3% 以上 (100分の3以上)	総会招集請求権 役員解任請求権 業務の執行に関する検査役選任請求権 役員等の責任軽減への異議権 会計帳簿閲覧請求権
⑪	1% 以上 (100分の1以上)	総会検査役選任請求権 多重代表訴訟提起権
⑫	1% 以上 (100分の1以上) or 300個以上	株主提案権

(出所) 大和総研金融調査部作成

第五に、1人（法人も含む）の株主が図表1の議決権保有割合を充たす場合を念頭に説明をします。これも話を簡単にするためです。なお、図表1の③～⑫は、数人の株主が任意に共同して議決権保有割合を充たすことも可能と考えられています。図表1の①②は議決権保有割合の算出に当たり一定の者の保有分を加えると明確に決められていることもあり、任意に共同して議決権保有割合を充たすことは困難ではないかと思われま

（注1）2014年の会社法の改正については、以下のレポートも参照ください。なお、施行日については、2015年1月23日に「会社法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」が公布されています。

・「会社法改正法、成立」（横山淳、2014年6月24日）

（注2）法務省の以下のウェブサイト参照。

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00169.html

（注3）会社法において、公開会社とは、その発行する全部又は一部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない株式会社のこと（会社法2条5号）です。つまり、譲渡制限のない株式が存在し得る株式会社のことです。

Q2 「株主総会の議決権行使に係わるもの」とは？

株主総会の議決権行使に係わるものとして取り上げたのが、図表1の②～⑦の部分です。その部分を抜き出したのが、一部修正をしていますが、図表2です。

この図表2は、大きく3つの部分から成り立っています。

一つ目は、基本的なものと言えますが、③～⑥の部分です。一般に、上場会社でよく行われる株主総会の決議は、基本的に、**特別決議**と**普通決議**の2つです。そこでこの部分は、全株主が議決権行使をした場合にも、**単独で**、特別決議や普通決議を**成立させたり**、もしくは**成立を阻止したりすることができる議決権保有割合はどのくらい、という観点から作成**したものです。

③を見ますと、議決権の3分の2以上を保有していれば株主総会の特別決議を単独で成立させられます。それを逆から見たのが⑥で、議決権の3分の1超を保有していれば株主総会の特別決議を単独で成立を阻止することができます。

図表 2 議決権保有割合と株主総会の議決権行使に係わるもの

(2015年5月1日施行予定の会社法による)

	議決権保有割合	権利等
②	90% 以上 (10分の9以上)	略式合併等における総会決議省略
③	66 ² / ₃ % 以上 (3分の2以上)	株主総会の特別決議を単独で成立させられる
④	50% 超 (2分の1超)	株主総会の普通決議を単独で成立させられる
⑤	50% 以上 (2分の1以上)	株主総会の普通決議を単独で阻止できる
⑥	33 ¹ / ₃ % 超 (3分の1超)	株主総会の特別決議を単独で阻止できる
⑦	25% 以上 (4分の1以上)	相互保有株式の議決権停止

(出所) 大和総研金融調査部作成

同じように④を見ますと、議決権の過半数を保有していれば株主総会の普通決議を単独で成立させられます。それを逆から見たのが⑤で、議決権の半数以上を保有していれば株主総会の普通決議を単独で成立を阻止することができます。

二つ目は、⑦の部分（「相互保有株式の議決権停止」）です。一方の会社が他方の会社の議決権の4分の1以上を保有していれば、他方の会社が保有する一方の会社の株式、すなわち相互保有株式の議決権が停止する場合がありますことを取り上げています（Q5参照）。

三つ目は、②の部分（「略式合併等における総会決議省略」）です。例えば、いわゆる略式合併という方式をとれる場合、被合併会社の株主総会の決議を省略できる場合があるということを取り上げています（Q6参照）。

Q3 「特別決議」とは？

特別決議がどのような決議かという、「議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によって成立する決議」です^(注4)。

これを簡単な表にしたのが、図表3です。

図表 3 特別決議の要件

定 足 数	議決権を行使することができる株主の議決権の 過半数 を有する株主の出席
決議（議決）	出席した当該株主の議決権の 3分の2以上 の賛成

（出所）大和総研金融調査部作成

まずは、**定足数**が規定されています。定足数とは、議事を行いその意思を決定するのに必要な最小限度の出席数のことです。特別決議では、原則として、「少なくとも、全議決権の過半数を有する株主さんたちに出席していただくこと」が求められています。ここで言う「出席」には、実際に株主総会の開催場所に足を運んだ人だけではなく、議決権行使書や電子投票により議決権行使した人などが含まれます。

次に、定足数を充たした株主総会での**決議（議決）**の要件、議案を成立させる要件が定められています。出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によって成立するとされています。

この特別決議が必要とされる事項には、例えば、図表 4 に掲げたようなものがあります。なお、参照条文も掲げてあります。

図表 4 特別決議が原則必要とされる決議事項の例（2015年5月1日施行予定の会社法による）

決議事項の例	参照条文
合併・会社分割・株式交換・株式移転の組織再編	会社法 309 条 2 項 12 号、783 条、795 条、804 条参照
事業の全部譲渡、事業の重要な一部の譲渡	会社法 309 条 2 項 11 号、467 条参照
定款変更	会社法 309 条 2 項 11 号、466 条参照
監査等委員である取締役、もしくは監査役の解任	会社法 309 条 2 項 7 号参照
新株などの有利発行	会社法 309 条 2 項 5 号、199 条、201 条等参照

（出所）大和総研金融調査部作成

(注 4) 会社法の中では、「特別決議」という用語は使用していません（会社法 309 条 2 項参照）。

Q4 「普通決議」とは？

普通決議がどのような決議かというと、「議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によって成立する決議」です^(注 5)。

これを簡単な表にしたのが、図表 5 です。

図表 5 普通決議の要件

定 足 数	議決権を行使することができる株主の議決権の 過半数 を有する株主の出席
決議（議決）	出席した当該株主の議決権の 過半数 の賛成

(出所) 大和総研金融調査部作成

まずは、**定足数**が規定されています。定足数とは、特別決議のところでも述べたとおり、議事を行いその意思を決定するのに必要な最小限度の出席数のことです。普通決議でも、原則として、「少なくとも、全議決権の過半数を有する株主さんたちに出席していただくこと」が求められています。

次に、定足数を充たした株主総会での**決議（議決）**の要件、議案を成立させる要件が定められています。出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によって成立するとされています。

この普通決議とされる事項には、例えば、図表 6 に掲げたようなものがあります。

(注 5) 会社法の中では、「普通決議」という用語は使用していません（会社法 309 条 1 項、341 条、206 条の 2 参照）。

図表 6 普通決議とされる決議事項の例（2015年5月1日施行予定の会社法による）

決議事項の例	参照条文
取締役の選・解任 ^(*1)	会社法 309 条 1 項、329 条、339 条、341 条参照
監査役を選任	会社法 309 条 1 項、329 条、341 条参照
会計監査人の選・解任	会社法 309 条 1 項、329 条、339 条、341 条参照
取締役・監査役の報酬等 ^(*2)	会社法 309 条 1 項、361 条、387 条、404 条参照
剰余金の配当 ^(*3)	会社法 309 条 1 項、454 条参照
法定準備金の減少 ^(*4)	会社法 309 条 1 項、448 条参照

(*1) 解任については、「監査等委員である取締役」などを除く（会社法 309 条 2 項 7 号参照）

(*2) 定款で定めてある場合、指名委員会等設置会社の場合を除く

(*3) 会社法 309 条 2 項 10 号、454 条 5 項、459 条、460 条に注意

(*4) 会社法 448 条 3 項、459 条、460 条に注意

(出所) 大和総研金融調査部作成

Q5 「相互保有株式の議決権停止」とは？

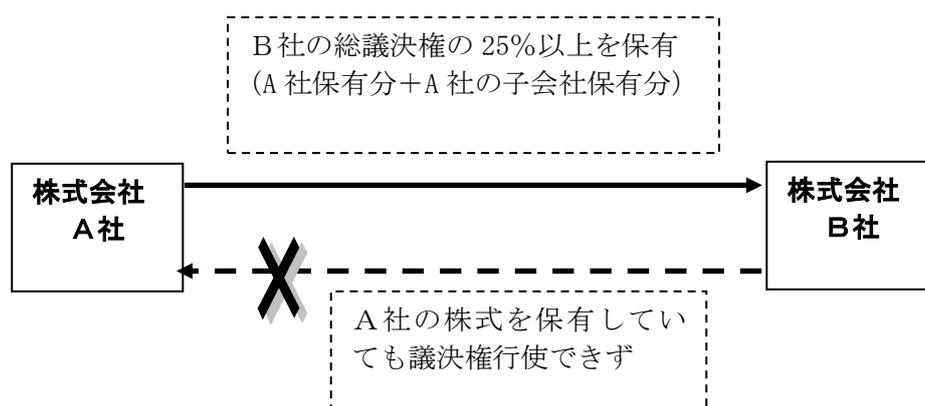
図表 1 もしくは図表 2 の⑦の「相互保有株式の議決権停止」は、株主の権利という点からは少々異なるかと思いますが、株主総会における議決権に関するものなので取り上げています。

会社法 308 条（及び会社法施行規則 67 条）の下では、例えば図表 7 の例で言えば、**株式会社 A 社が株式会社 B 社の議決権を総議決権の 25%以上を有する場合、B 社は A 社の株式を有していても議決権行使ができない**とされています。このことを「相互保有株式の議決権停止」とか、「相互保有株式の議決権制限」とか、呼んでいます

ここでいう総議決権の算出については少々特殊な定めがあることや、25%以上を保有するかどうかを判断する場合には、A 社の子会社^(注 6)の保有する B 社株式についても考慮しなければならないことには注意が必要です。

(注6) 子会社の定義にも注意が必要です(会社法2条3号、会社法施行規則3条・4条参照)。

図表7 「相互保有株式の議決権停止」の例



(出所) 大和総研金融調査部作成

Q6 「略式合併等における総会決議省略」とは？

図表1もしくは図表2の②の「略式合併等における総会決議省略」も、株主の権利という点からは少々異なるかと思いますが、いわゆる略式合併等の方式はグループ内再編などで使われているので、取り上げています^(注7)。

例えば、株式会社C社が株式会社D社を吸収合併する事例で考えます。図表8の例です。通常の手続であれば、C社、D社で株主総会の決議が必要になります。ただし、C社がD社の議決権の90%以上を保有している場合^(注8)、D社は株主総会の決議を省略できる場合があります。このような合併につき略式合併と呼ぶことがあります。なお、合併の場合以外にも、略式合併と同様のものが存在します(例えば、略式株式交換)。

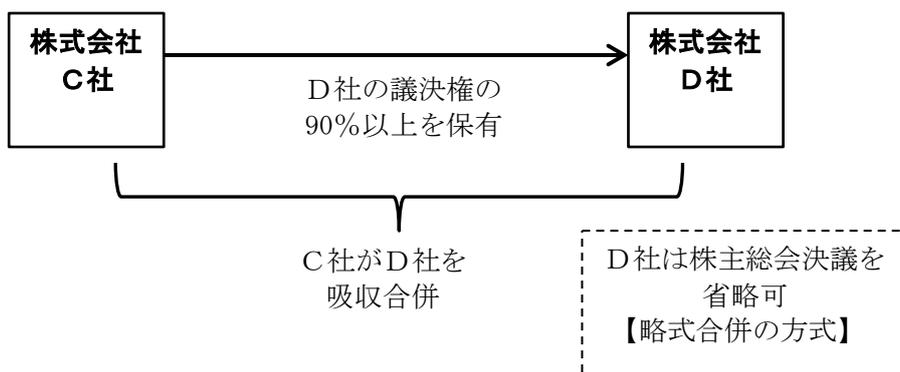
これらの略式合併等の方式により、株主総会の決議を省略できる場合があることを参考までに掲げたのが、ここで言う「略式合併等における総会決議省略」です。

(注7) 略式合併等については、会社法 468 条 1 項、784 条 1 項、796 条 1 項を参照ください。

(注8) 「議決権の 90%以上を保有している場合」という要件は、略式合併に関する、例えば会社法 784 条 1 項を見るだけでは読み取れないかもしれません。しかし「特別支配会社」という用語が関係してきます。この「特別支配会社」は会社法 468 条 1 項、会社法施行規則 136 条で定義されています。図表 8 の例では、C社はD社の特別支配会社に該当することになります。

なお、「議決権の 90%以上を保有している場合」という要件は、定款で引き上げられることがあります。また一定の関係者の分も加えて議決権保有割合を算出することになりますので、ご注意ください。

図表 8 略式合併の例



(出所) 大和総研金融調査部作成

Q7 「少数株主権」とは？

いわゆる少数株主権と言われるものとして、議決権保有割合との関係で、主なものを取り上げたのが、図表 1 の⑧～⑫の部分です。その部分を抜き出したのが、参照条文を加えるなど一部修正をしていますが、図表 9 です。

「**少数株主権**」とは、一般に、総株主の議決権の一定割合以上もしくは一定数以上の議決権、または発行済株式数の一定割合以上を有する株主のみが行使できるとされている権利を指しま

す^(注9)。ここでは、株式の発行者である会社に対するもの以外の権利も、少数株主権として取り上げているものがあります。

なお、少数株主権は、1人で所定の割合・数を有する場合だけでなく、数人の保有株を合計すれば所定の割合・数を満たす場合にも行使することができると考えられています。

図表9 議決権保有割合と少数株主権 (2015年5月1日施行予定の会社法による)

	議決権保有割合	権利等 ^(*)
⑧	16 ² / ₃ % 超 (6分の1超)	○簡易合併等の反対権(会社法468条・796条、会社法施行規則138条・197条)
⑨	10% 以上 (10分の1以上)	○一定の募集株式発行等における株主総会決議要求権(会社法206条の2、244条の2) ○解散請求権(会社法833条)
⑩	3% 以上 (100分の3以上)	●総会招集請求権(会社法297条) ●役員解任請求権(会社法854条) ○業務の執行に関する検査役選任請求権(会社法358条) ○役員等の責任軽減への異議権(会社法426条) ○会計帳簿閲覧請求権(会社法433条)
⑪	1% 以上 (100分の1以上)	●総会検査役選任請求権(会社法306条) ●多重代表訴訟提起権(会社法847条の3)
⑫	1% 以上 (100分の1以上) or 300個以上	●株主提案権(会社法303~305条)

(*) ●は6ヶ月の保有要件があることを示す
(出所) 大和総研金融調査部作成

議決権保有割合の観点から図表9の少数株主権を見ますと、大まかに、1%以上(⑪⑫)、3%以上(⑩)、10%以上(⑨)、16 ²/₃%以上(⑧)の4つのグループに分けられます。権利の内容については後で触れるとして、それぞれのグループに、どんな少数株主権があるのか、名称は人により微妙に違いますが、まず見ていきます。

議決権保有割合が**1%以上のグループ**には、総会検査役選任請求権、多重代表訴訟提起権、株主提案権があります（Q8 参照）。なお、少々注意していただきたいのは、「株主提案権の場合、総株主の議決権の1%以上を保有するという要件を充たせなくとも、300個以上の議決権を保有していればよい」とされている点です。この点にはご注意ください。

議決権保有割合が**3%以上のグループ**には、総会招集請求権、役員解任請求権、業務の執行に関する検査役選任請求権、役員等の責任軽減への異議権、会計帳簿閲覧請求権があります（Q9 参照）。

議決権保有割合が**10%以上のグループ**には、一定の募集株式発行等における株主総会決議要求権、解散請求権があります（Q10 参照）。

議決権保有割合が**16 $\frac{2}{3}$ %超のグループ**には、簡易合併等の反対権があります（Q11 参照）。

ところで、権利行使の要件として、**6ヶ月の保有要件**、つまり6ヶ月間継続して保有することが求められているものがあります。この図表9で、黒丸を付した権利に6ヶ月の保有要件が規定されています。

これ以外にも、少数株主権やそれに関連する制度には細かい要件があるなど複雑ですが、ここではごく簡単に、その概略を説明する程度にします。

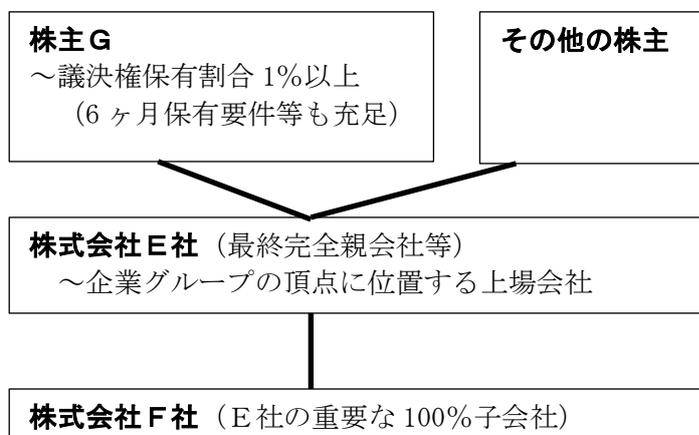
（注9）神田秀樹（東京大学大学院法学政治学研究科教授）著「会社法 第十六版」（弘文堂）の68ページ参照。

Q8 議決権保有割合が1%以上のグループの少数株主権について。

議決権保有割合が1%以上のグループの少数株主権には、総会検査役選任請求権、多重代表訴訟提起権、株主提案権が存在します。

総会検査役選任請求権とは、**株主総会の招集手続き及び決議の方法を調査させるため**、総会に先立ち、**裁判所に対して検査役の選任を請求することができる権利**のことです。総会検査役という制度は、紛糾が予想される株主総会において、裁判所に選任された検査役に、株主総会の招集手続き及び決議の方法を調査させ、裁判所に報告させることにより、後の訴訟などの証拠を確保するという役割なども担っています。

図表 10 多重代表訴訟提起権に関連して（2015年5月1日施行予定の会社法による）



（出所）大和総研金融調査部作成

多重代表訴訟提起権^(注10)^(注11)とは、**企業グループの頂点に位置する株式会社**（「最終完全親会社等」^(注12)）の**株主**が、一定の要件の下、その企業グループの**重要な100%子会社**である**株式会社の取締役等の責任**（「特定責任」^(注13)）について、**責任追及等の訴えを提起することを請求できるという権利**です。

図表10の例でいえば、一定の要件を充たせば、E社の株主である、議決権保有割合1%以上の株主Gが、F社の取締役等の責任について責任追及等の訴えを提起することを請求できる場合があるというものです。この場合、原則として、株主GはF社に訴えの提起を**請求し**、F社が60日以内に**訴えを提起しない場合**、株主Gは**自ら**、F社のために**訴えを提起できる**ことになります。

なお、参考までにですが、**似たものに、株主代表訴訟提起権**というものがあります^(注14)。これは、図表10の例でごく簡単に言えば、E社の取締役等の責任について責任追及等の訴えを提起することを請求できる権利が、E社の株主にあるというものです。この場合、原則として、株主GはE社に訴えの提起を請求し、E社が60日以内に訴えを提起しない場合、株主Gは自ら、E社のために訴えを提起できることになります。この株主代表訴訟提起権は少数株主権ではありません。6ヶ月の保有要件はありますが、この保有する株式が**1株（場合によっては1単元）以上であればよい**とされています。

少数株主権における**株主提案権**とは、ある事項を株主総会の**議題**とすべきことを請求する権利、及び、株主総会の議題につき**議案を提出し**、その要領を**招集通知に記載することを請求する権利**を指しています。「議題」とは会議の目的のことであり、「議案」とは議題に対する具体

案のことで。例えば、取締役選任決議の場合、「取締役選任の件」が議題で、「甲を取締役の候補にする」などの具体案が議案です。

(注 10) ここでいう「多重代表訴訟提起権」は、2015 年 5 月 1 日施行予定の会社法によって新たに認められる権利です。

(注 11) 坂本三郎（法務省大臣官房参事官）他「平成二六年改正会社法の解説〔V〕」（旬刊商事法務 No. 2045〔2014 年 10 月 5 日・15 日合併号〕の 28 頁以下）参照。「多重代表訴訟制度」として説明されています。

(注 12) 「最終完全親会社等」の定義については、会社法 847 条の 3 第 1～3 項参照。

(注 13) 「特定責任」の定義については、会社法 847 条の 3 第 4 項参照。なおその条項中の「発起人等」の定義については、会社法 847 条 1 項参照。

(注 14) 会社法 847 条、847 条の 2 参照。

Q9 議決権保有割合が 3%以上のグループの少数株主権について。

議決権保有割合が 3%以上のグループの少数株主権には、総会招集請求権、役員解任請求権、業務の執行に関する検査役選任請求権、役員等の責任軽減への異議権、会計帳簿閲覧請求権が存在します。

総会招集請求権とは、取締役に対し、会議の目的である事項と招集の理由を示して、**株主総会の招集を請求できる権利**のことです。なお、**請求があつたにもかかわらず遅滞なく総会招集の手続きがとられないとき**、もしくは、請求の日から 8 週間以内の日を会日とする**総会招集の通知が発せられないときは**、請求した株主は裁判所の許可を得て、**自ら株主総会を招集することができる**とされています。

役員解任請求権とは、取締役、監査役、会計参与といった役員^(注 15)の職務遂行に関して不正の行為または法令・定款に違反する重大な事実があつたにもかかわらず、その役員を**解任する旨の議案が株主総会で否決された場合などに**、株主総会后 30 日以内にその役員の**解任を裁判所に請求することができるという株主の権利**です^(注 16)。この制度は、多数派の横暴などにより、非行のある役員を解任し得ない不都合が生じないように設けられた制度であると、言われてい

ます。

業務の執行に関する検査役選任請求権とは、会社の業務の執行に関して、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを疑うに足りる事由があるときに、**会社の業務・財産の状況を調査させるため、裁判所に検査役の選任を請求することができる権利**のことです。

役員等の責任軽減への異議権とは、次のものです。定款に定めておけば、一定の要件を充たす場合、**取締役会の決議で役員等**（取締役、監査役、会計参与、執行役、会計監査人）^(注17)の任務懈怠による**損害賠償責任を軽減することができる場合があります**が、その会社の**株主の異議などが一定程度**（その会社の総株主の議決の3%以上^(注18)）を有する株主の異議など）**あれば、その方法で責任軽減はできなくなるという制度**があります。**その異議の部分**を少数株主権としてとらえたものが、「役員等の責任軽減への異議権」です。

役員等の責任軽減への異議権は、**二つに分けて考えた方がわかりやすい**と思います。図表 11 の例で、H社の議決権の3%以上を保有する株主Jの視点で説明します。

一つは、**その会社の株主が有する異議権**です。図表 11 の例でいえば、H社において定款に基づき取締役会で役員等の責任軽減が決議された場合に、株主JがH社に異議を述べれば、H社はその方法で責任軽減はできなくなります。

もう一つは、**企業グループの頂点に位置する株式会社（「最終完全親会社等」）の株主が有する異議権**です^(注19)。図表 11 の例でいえば、H社の重要な100%子会社であるI社において定款に基づき取締役会で役員等の責任軽減が決議された場合に、株主JがI社に異議を述べれば、I社はその方法で責任軽減はできなくなります。

会計帳簿閲覧請求権とは、**会計帳簿**又はこれに関する**資料について書面等の閲覧・謄写を請求できる権利**のことです。なお、その株式会社の**親会社の株主等も、裁判所の許可を得て、行使**できることがあります。

(注 15) ここでいう「役員」の定義については、会社法 329 条、854 条参照。

(注 16) この場合の議決権保有割合の算出に当たり、解任を求められている役員が株主として保有する分は、分母から除かれます。

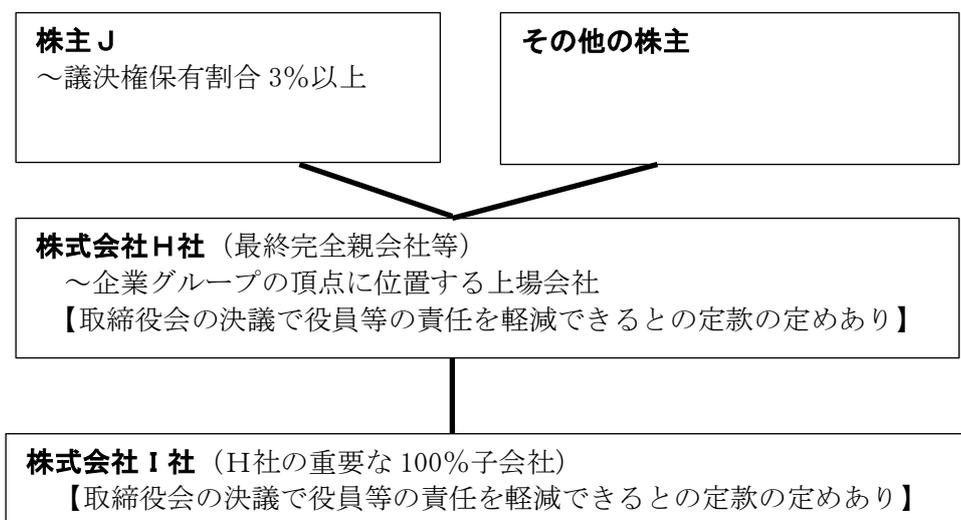
(注 17) ここでいう「役員等」の定義については、会社法 423 条参照。

(注 18) この場合の議決権保有割合の算出に当たり、責任追及されている役員等が

株主として保有する分は、分母から除かれます。

(注 19) ここでいう「企業グループの頂点に位置する株式会社(「最終完全親会社等」)の株主が有する異議権」は、2015年5月1日施行予定の会社法によって新たに認められる権利です。

図表 11 役員等の責任軽減への異議権に関連して (2015年5月1日施行予定の会社法による)



(出所) 大和総研金融調査部作成

Q10 議決権保有割合が 10%以上のグループの少数株主権について。

議決権保有割合が 10%以上のグループの少数株主権には、一定の募集株式発行等における株主総会決議要求権、解散請求権が存在します。

一定の募集株式発行等における株主総会決議要求権とは、次の制度に由来するものです^(注20)。

(2015年5月1日施行予定の会社法では、) **支配株主の異動を伴う新株発行など**について、株主の議決権の 10%以上の議決権を有する株主から**反対の通知があった場合には、株主総会の決議による承認が必要となる制度**があります^(注21)。このレポートでは、この制度の中の、**反対通知により株主総会が必要となる部分**を少数株主権としてとらえて、「一定の募集株式発行等における株主総会決議要求権」と呼び、まとめています。

解散請求権とは、次に掲げる場合において、やむを得ない事由があるときは、**訴えをもって株式会社の解散を請求することができる権利**のことです。

- ①株式会社が業務の執行において著しく困難な状況に至り、当該株式会社に回復することができない損害が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。
- ②株式会社の財産の管理又は処分が著しく失当で、当該株式会社の存立を危うくするとき。

(注 20) ここでいう「一定の募集株式発行等における株主総会決議要求権」は、2015年5月1日施行予定の会社法によって新たに認められる権利です。

(注 21) この制度自体が、2015年5月1日施行予定の会社法によって新たに認められる制度です。坂本三郎（法務省大臣官房参事官）編著「一問一答 平成 26年改正会社法」（商事法務）の 128 ページ参照。このときの株主総会の決議は普通決議です（会社法 206 条の 2 第 5 項参照）。なお、この制度は、要件が複雑であること、例外があることなどに注意が必要です。

Q11 議決権保有割合が $16 \frac{2}{3}\%$ 超のグループの少数株主権について。

議決権保有割合が $16 \frac{2}{3}\%$ 超、つまり 6 分の 1 超のグループの少数株主権には、簡易合併等の反対権が存在します。

簡易合併等の仕組みが会社法では用意されています^(注 22)。

例えば、株式会社 K 社が株式会社 L 社を吸収合併する事例で考えます。図表 12 の例です。通常の手続であれば、K 社、L 社で株主総会の決議が必要になります。ただし、K 社が L 社の株主に交付する合併の対価の額が K 社の純資産の額の 5 分の 1 以下の場合には、K 社は株主総会の決議を省略できる場合があります。このような合併につき簡易合併と呼ぶことがあります。なお、合併の場合以外にも、簡易合併と同様のものが存在します（例えば、簡易株式交換など）。

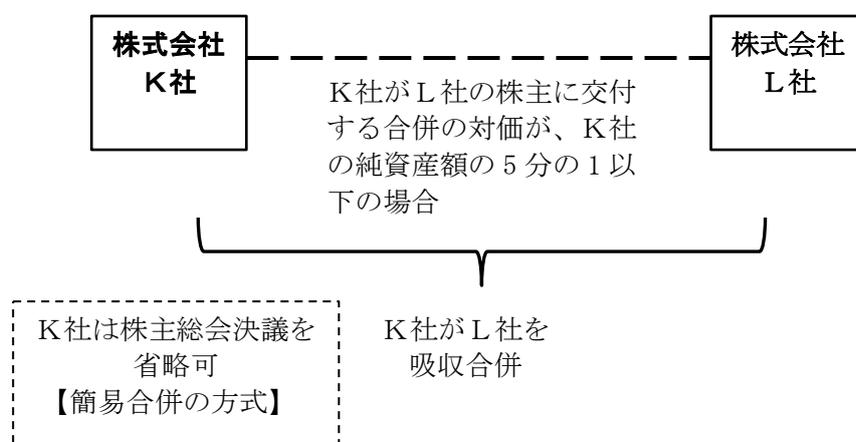
この**簡易合併等の制度の中には、株主の一定の反対により株主総会決議を省略できなくなるという仕組みが組み込まれている場合があります**^(注 23)。

例えば、図表 12 の事例で言えば、K 社の株主総会決議を省略する簡易合併の手続が進められ

る中で、(このレポートで立てた前提の下では、) K社の総株主の議決権の6分の1超を有する株主から反対する旨の通知があった場合、K社は株主総会決議を省略できなくなるとされています^(注24)。

このように**株主の反対により株主総会決議を省略できなくなるという部分**を少数株主権としてとらえたものが、ここでいう「**簡易合併等の反対権**」というものです。

図表 12 簡易合併の例



(出所) 大和総研金融調査部作成

(注22) 簡易合併等については、会社法468条2項、796条2項等参照。

(注23) 会社法468条3項、796条3項、会社法施行規則138条、197条参照。

(注24) 「総株主の議決権の6分の1超を有する株主から反対」という要件は、このレポートで立てた前提の下での話です。その会社が特別決議の定足数を定款で変更している場合などは変わってくるので注意が必要です。例えば、(このレポートで立てた前提に基づく) 図表12の事例に、K社が定款で株主総会の特別決議の定足数を「過半数」から「3分の1以上」に変更しているという事実が足されると、「総株主の議決権の6分の1超を有する株主から反対」という要件は「総株主の議決権の9分の1超を有する株主から反対」となります。詳細は会社法施行規則138条、197条参照。

Q12 「特別支配株主の株式等売渡請求」とは？

その他のものとして取り上げたのは、「特別支配株主の株式等売渡請求」です。図表1の①の部分です。

(2015年5月1日施行予定の会社法では、)株式会社の**総株主の議決権の90%以上を有する株主^(注25)が、他の株主の全員に対し、その保有するその会社の株式の全部を売り渡すことを請求することができるという制度**があります。この請求に合わせて、新株予約権の保有者に新株予約権を売り渡すことを請求することもできるとされています。このような制度を「**特別支配株主の株式等売渡請求**」などと呼んでいます^(注26)。

なお、株式などの売渡請求を「株式等売渡請求」と呼び、株式等売渡請求ができる総株主の議決権の90%以上を有する株主を「特別支配株主」と呼んでいます。また、売渡の対象となる株式を発行している株式会社を「対象会社」と呼び、売渡を求められることになる株主を「売渡株主等」と呼んでいます。

図表13をご参照ください。これは、新株予約権が発行されておらず、株式についてのみ他の株主に売り渡すことを請求するという場合の例を図にしたものです。

この制度は、「キャッシュ・アウト（支配株主が、少数株主の有する株式の全部を、少数株主の個別の承諾を得ることなく、金銭を対価として取得すること）」^(注27)の一種であるとされています。

この「特別支配株主の株式等売渡請求」の手続には、売渡株主等の利益への配慮という観点から、対象会社の承認、対象会社による情報開示などの仕組みが組み込まれています。しかし、株式等売渡請求による株式等の取得は、特別支配株主と売渡株主等との間の売買取引です。それゆえ、対象会社は、当該取引の当事者ではないとされています。

このような特徴を考えると、株主の権利という点からは少々異なるものかもしれませんが、重要な制度と思えますので、取り上げました。

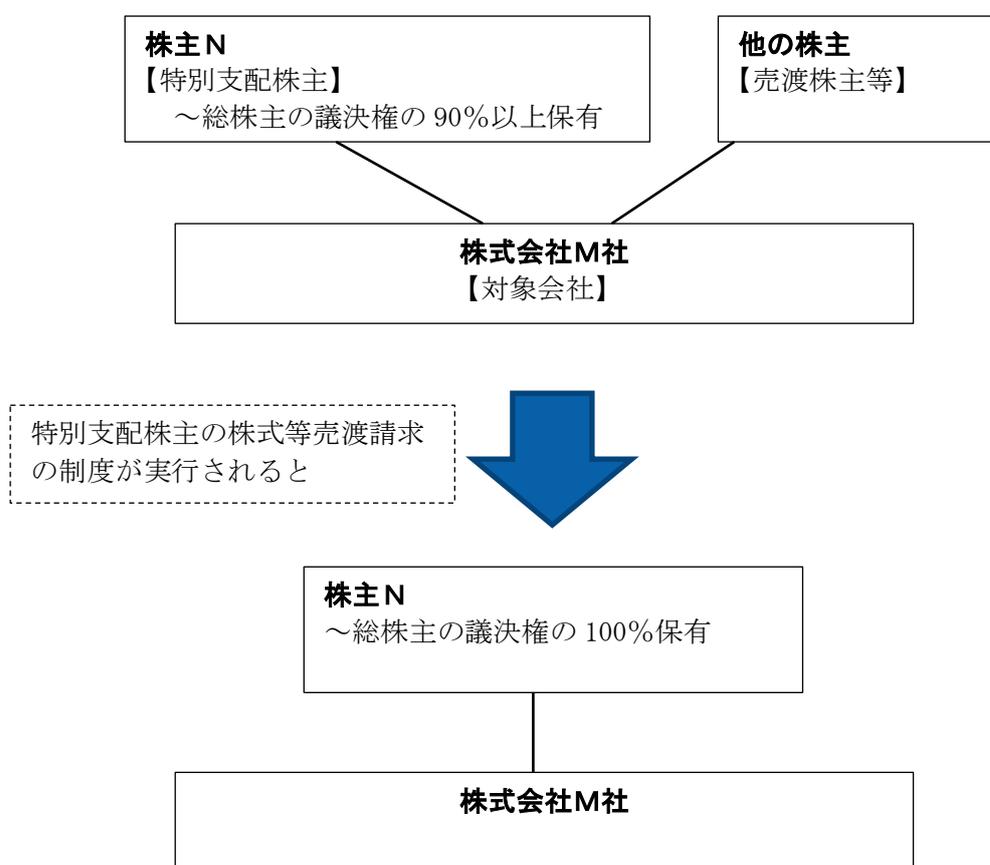
(注25) この場合の「総株主の議決権の90%以上を有する」という要件は、定款で引き上げられることがあります(会社法179条参照)。また一定の関係者(「特別支配株主完全子会社」)の保有分も加えて議決権保有割合を算出することになりますので、ご注意ください(会社法179条、会社法施行規則33条の4参照)。

(注 26) 「特別支配株主の株式等売渡請求」という制度は、2015 年 5 月 1 日施行予定の会社法によって創設された制度です。

(注 27) 坂本三郎（法務省大臣官房参事官）編著「一問一答 平成 26 年改正会社法」（商事法務）の 227 ページ。

図表 13 特別支配株主の株式等売渡請求の事例〔株式のみが対象の場合〕

(2015 年 5 月 1 日施行予定の会社法による)



(出所) 大和総研金融調査部作成